

地域運営学校（コミュニティスクール）に関するよくある質問



学校運営協議会委員はどこに所属する団体ですか。教育委員会？学校？

学校運営協議会は、PTAや学校支援本部のように会則等に基づいて自主的に運営されている団体ではありません。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「杉並区学校運営協議会規則」に基づき、教育委員会から任命された委員が、当該校の運営等について一定の権限を持って議論する、合議制の機関です。**委員の任命・解任は教育委員会が行いますが、多くの委員の方は、当該校エリアで何らかの組織に所属していますので、議論した結果を学校と連携しながら所属団体で具体的な活動として推進するなど、当該校での協議や活動が主**になります。



学校運営協議会委員のメンバーはどのように選出されるのでしょうか。



学校運営協議会は公募、校長推薦、学識経験者の委員及び校長で構成されています。

公募は、教育に関心があり、地域に在住・在勤・在学している方で、教育委員会の選考を経た委員です。校長推薦は、校長の良き理解者であり、円滑な学校運営協議会の推進にあたり、校長が特に協力が必要と考える委員です。学識経験者は、大学教授や弁護士、経営者など、校長の学校運営を専門的見地から支える委員です。委員はそれぞれの役割に沿って選出され、教育委員会に任命された**非常勤職員**となります。



学校運営協議会に求められている事はなんだと思いますか。



学校運営協議会では、地域との連携・相互理解のもと、当該校の児童・生徒をどのように育てていくのか、当該校の経営方針が明確になります。更に、子どもたちを取り巻く地域の課題解決に向けて、地域と学校が協働して取り組む機運も醸成されます。こうした取組を持続的・安定的なものにしていくことが学校運営協議会に求められています。



学校支援本部との違いは何ですか。



学校運営協議会では、非常勤職員である委員が学校経営の当事者として学校運営に参画します。一方、学校支援本部は、地域の有志により、多様な人々の協力を得ながら学校の教育活動などの具体的な支援活動を行います。



学校支援本部とどのような関係にありますか。



学校運営協議会では、校長が提案し、協議会が承認した学校経営方針に基づき、必要とされる支援が協議され、具体的な支援活動については教員（学校）と学校支援本部が協力・連携しながら実践する、という関係になります。

